

世界とのつながり強化推進事業補助金交付要綱

令和5年7月11日
商工観光労働部
国際・経済交流課

(趣旨)

第1条 県は、世界との多様な交流の拡大を促進するため、予算で定めるところにより、国際交流及び経済交流を行う本県の団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 国際交流、又は経済交流を行う民間団体
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等の交付の申請をしようとする団体の定款又は規約
- (2) 補助金等の交付の申請をしようとする団体の過去2年間の活動実績を証する書類
- (3) 法人格を有する団体の場合には、第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

- (4) 法人格を有する団体の場合には、第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第1号）
- (5) 第2条第4号に係る（暴力団関係者に該当しないこと）の誓約書（別記様式第2号）

（補助金の交付申請の期限）

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、知事が別に定める募集期間にしなければならない。

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、総事業費の20%以内の変更とする。

（計画変更の承認）

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第3号）
- (2) 収支決算書（別記様式第4号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様

式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年度の予算に係る世界とのつながり強化推進事業補助金から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る世界とのつながり強化推進事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助額
<p>補助事業者が交流に要する経費のうち次に掲げる経費であって、事業完了日までに支払を完了するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際航空運賃（1往復分） (2) 自宅と国際空港間の国内交通運賃（1往復分） (3) 受入国の国際空港と派遣先間の交通運賃（1往復分） (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用 (5) 海外傷害保険料 (6) 海外派遣活動に必要な研修費、施設利用費等 (7) 宿泊費 (8) 通訳・翻訳に係る経費 (9) その他交流に必要と認められる経費 	<p>補助対象経費の合計額（補助事業者が交流について他の補助金等の交付を受けている場合は、当該交流に係る他の補助金等の金額を差し引いた額）の2分の1又は50万円のいずれか少ない額</p>